

## 資料編

## 1 燕市障がい者自立支援協議会審議経過

年 月 日	内 容
第1回開催 平成23年7月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燕市障がい者基本計画・第3期燕市障がい福祉計画概要について</li> <li>○ 障がい福祉に関するアンケート調査実施概要(案)について</li> </ul>
第2回開催 平成23年11月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燕市の障がい者の現状について</li> <li>○ 障がい福祉に関するアンケート調査結果について</li> <li>○ 第2期障がい福祉計画見込量と実績について</li> <li>○ 障害福祉計画サービス見込量(中間報告)について</li> </ul>
第3回開催 平成23年12月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燕市障がい者基本計画・第3期燕市障がい福祉計画(案)について</li> </ul>
第4回開催 平成24年2月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメントについて</li> <li>○ 燕市障がい者基本計画・第3期燕市障がい福祉計画最終(案)について</li> </ul>

## 2 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

(任期 平成22年4月1日～平成25年3月31日) (敬称略)

NO	区分	氏名	所属	備考
1	相談支援事業を担う関係者	野瀬清一	(社)燕市社会福祉協議会	
2		田中政志	(社)燕・西蒲原福祉会	
3	障がい当事者団体代表	中村芳郎	燕市身体障害者福祉協会	
4		三浦章子	分水手をつなぐ育成会	
5		加藤健二	吉田精神障害者家族会「心和会」	
6		近藤麻理子	NPO法人 アビリティィ燕	
7		鈴木久美子	障がい児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きつず	
8	福祉サービス事業関係者	川村小津江	小規模多機能ホーム	
9		若林好美	西蒲原福祉事務組合	
10		中山毅	(社)つばめ福祉会	
11		前山千恵子	(社)吉田福祉会	
12	保健・医療関係者	嶋田成一	三条地域振興局健康福祉環境部 副部長	
13		小平松雄	燕市健康福祉部長	
14	地域ケアに関する学識経験者	吉田賢一	学識経験者	会長
15		富井カズ子	燕市民生委員児童委員協議会	副会長
16	企業関係機関	関根清人	燕商工会議所	
17		飯田薫	巻公共職業安定所	

## 3 燕市障がい者自立支援協議会運営会議委員名簿

(敬称略)

NO	氏名	所属	備考
1	野瀬清一	(社)燕市社会福祉協議会	
2	田中政志	(社)燕・西蒲原福祉会	
3	若林好美	西蒲原福祉事務組合	
4	中山毅	(社)つばめ福祉会	
5	吉田賢一	学識経験者	

## 4 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

---

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員から協議すべき事項が示されたときは、速やかに協議会を招集するものとする。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第7条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月23日告示第103号)

この告示は、告示の日から施行する。

---

---

燕市障がい者基本計画  
第3期燕市障がい福祉計画

発行日：平成24年3月

発行：燕市健康福祉部 福祉課

〒959-1295 燕市白山町2丁目7番27号

電話 (0256) 63-4131

F A X (0256) 63-4832

<http://www.city.tsubame.niigata.jp>

---

---